

令和5年第5回日向市議会（定例会）【追加提案条例 概要説明書】

	条 例 名	所管課
1	日向市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	職員課
2	日向市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	職員課
3	日向市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	職員課
4	日向市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例	職員課
5	日向市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	職員課
6	日向市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	国民健康保険課

1 日向市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

所管課：職員課

【改正の理由】

令和5年8月の人事院勧告を受け、国家公務員の給与が改定されたことから、本市一般職の職員及び再任用職員（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員）の給料月額、期末手当及び勤勉手当の引き上げを行うもの。

■経緯

- 令和5年8月7日 人事院が国家公務員の給与に関し、国会及び内閣に対し勧告
令和5年10月20日 内閣は、人事院勧告どおりの実施について閣議決定し、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案を国会に提出
令和5年11月24日 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の公布

【主な改正内容】

(1) 第1条 日向市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

ア 一般職に関する改正

第21条第2項（期末手当）及び第22条第2項第1号（勤勉手当）の改正

令和5年度	改定前			改定後		
	期末手当	勤勉手当	合計	期末手当	勤勉手当	合計
6月期	1.200	1.000	2.200	1.200	1.000	2.200
12月期	<u>1.200</u>	<u>1.000</u>	<u>2.200</u>	<u>1.250</u>	<u>1.050</u>	<u>2.300</u>
合計	<u>2.400</u>	<u>2.000</u>	<u>4.400</u>	<u>2.450</u>	<u>2.050</u>	<u>4.500</u>

※支給月数をそれぞれ0.05月分引き上げ、あわせて年間4.50月とするもの。

イ 定年前再任用短時間勤務職員（暫定再任用職員も含む）に関する改正

第21条第3項（期末手当）及び第22条第2項第2号（勤勉手当）の改正

令和5年度	改定前			改定後		
	期末手当	勤勉手当	合計	期末手当	勤勉手当	合計
6月期	0.675	0.475	1.150	0.675	0.475	1.150
12月期	<u>0.675</u>	<u>0.475</u>	<u>1.150</u>	<u>0.700</u>	<u>0.500</u>	<u>1.200</u>
合計	<u>1.350</u>	<u>0.950</u>	<u>2.300</u>	<u>1.375</u>	<u>0.975</u>	<u>2.350</u>

※支給月数をそれぞれ0.025月分引き上げ、あわせて年間2.35月とするもの。

ウ 別表第1（行政職給料表）及び別表第2（医療職給料表）の改正

民間における初任給の動向等を踏まえ、人事院勧告に準じて、大学卒業程度の者に係る初任給を11,000円、高校卒業程度の者に係る初任給を12,000円引き上げる。また、このことを踏まえ、若年層が在職する号級に重点を置いた全体的な引上げ改定も行うもの。

(2) 第2条 日向市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

ア 一般職に関する改正

第21条第2項（期末手当）及び第22条第2項第1号（勤勉手当）の改正

令和6年度 以降	改定前			改定後		
	期末手当	勤勉手当	合計	期末手当	勤勉手当	合計
6月期	<u>1.200</u>	<u>1.000</u>	<u>2.200</u>	<u>1.225</u>	<u>1.025</u>	<u>2.250</u>
12月期	<u>1.250</u>	<u>1.050</u>	<u>2.300</u>	<u>1.225</u>	<u>1.025</u>	<u>2.250</u>
合計	2.450	2.050	4.500	2.450	2.050	4.500

イ 定年前再任用短時間勤務職員（暫定再任用職員も含む）に係る改正

第21条第3項（期末手当）及び第22条第2項第2号（勤勉手当）の改正

令和6年度 以降	改定前			改定後		
	期末手当	勤勉手当	合計	期末手当	勤勉手当	合計
6月期	<u>0.675</u>	<u>0.475</u>	<u>1.150</u>	<u>0.6875</u>	<u>0.4875</u>	<u>1.175</u>
12月期	<u>0.700</u>	<u>0.500</u>	<u>1.200</u>	<u>0.6875</u>	<u>0.4875</u>	<u>1.175</u>
合計	1.375	0.975	2.350	1.375	0.975	2.350

【施行日等】

○公布の日から施行する。

ただし、第1条の規定（第21条第2項、第3項及び第22条第2項の改正規定を除く）は、令和5年4月1日から適用し、第21条第2項、第3項及び第22条第2項の改正は、令和5年12月1日から適用する。

第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 日向市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

所管課：職員課

【改正の理由】

令和5年8月の人事院勧告の趣旨を踏まえた国家公務員の特別職の給与改定に準じ、市長・副市長の期末手当の引上げを行うもの。

【主な改正内容】

(1) 第1条 日向市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部改正

○第4条（期末手当）の改正

令和5年度	改定前		改定後	
	期末手当	合計	期末手当	合計
6月期	1.650	1.650	1.650	1.650
12月期	<u>1.650</u>	<u>1.650</u>	<u>1.750</u>	<u>1.750</u>
合計	<u>3.300</u>	<u>3.300</u>	<u>3.400</u>	<u>3.400</u>

※支給月額を0.10月分引上げ、年間3.40月とするもの。

(2) 第2条 日向市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部改正

○第4条（期末手当）の改正

令和6年度 以降	改定前		改定後	
	期末手当	合計	期末手当	合計
6月期	<u>1.650</u>	<u>1.650</u>	<u>1.700</u>	<u>1.700</u>
12月期	<u>1.750</u>	<u>1.750</u>	<u>1.700</u>	<u>1.700</u>
合計	3.400	3.400	3.400	3.400

【施行日等】

○公布の日から施行する。

ただし、第1条の規定は、令和5年12月1日から適用し、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

3 日向市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

所管課：職員課

【改正の理由】

令和5年8月の人事院勧告の趣旨を踏まえた国家公務員の特別職の給与改定に準じ、市議会議員の期末手当の引上げを行うもの。

【主な改正内容】

(1) 第1条 日向市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

○第5条（期末手当）の改正

令和5年度	改定前		改定後	
	期末手当	合計	期末手当	合計
6月期	1.650	1.650	1.650	1.650
12月期	<u>1.650</u>	<u>1.650</u>	<u>1.750</u>	<u>1.750</u>
合計	<u>3.300</u>	<u>3.300</u>	<u>3.400</u>	<u>3.400</u>

※支給月額を0.10月分引上げ、年間3.40月とするもの。

(2) 第2条 日向市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

○第5条（期末手当）の改正

令和6年度以降	改定前		改定後	
	期末手当	合計	期末手当	合計
6月期	<u>1.650</u>	<u>1.650</u>	<u>1.700</u>	<u>1.700</u>
12月期	<u>1.750</u>	<u>1.750</u>	<u>1.700</u>	<u>1.700</u>
合計	3.400	3.400	3.400	3.400

【施行日等】

○公布の日から施行する。

ただし、第1条の規定は、令和5年12月1日から適用し、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

4 日向市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

所管課：職員課

【改正の理由】

令和5年8月の人事院勧告の趣旨を踏まえた国家公務員の特別職の給与改定に準じ、教育長の期末手当の引上げを行うもの。

【主な改正内容】

- (1) 第1条 日向市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正

○第4条（期末手当）の改正

令和5年度	改定前		改定後	
	期末手当	合計	期末手当	合計
6月期	1.650	1.650	1.650	1.650
12月期	<u>1.650</u>	<u>1.650</u>	<u>1.750</u>	<u>1.750</u>
合計	<u>3.300</u>	<u>3.300</u>	<u>3.400</u>	<u>3.400</u>

※支給月額を0.10月分引上げ、年間3.40月とするもの。

- (2) 第2条 日向市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正

○第4条（期末手当）の改正

令和6年度 以降	改定前		改定後	
	期末手当	合計	期末手当	合計
6月期	<u>1.650</u>	<u>1.650</u>	<u>1.700</u>	<u>1.700</u>
12月期	<u>1.750</u>	<u>1.750</u>	<u>1.700</u>	<u>1.700</u>
合計	3.400	3.400	3.400	3.400

【施行日等】

○公布の日から施行する。

ただし、第1条の規定は、令和5年12月1日から適用し、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

5 日向市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

所管課：職員課

【改正の理由】

令和5年8月の人事院勧告の趣旨を踏まえた国家公務員の任期付職員の給与改定に準じ、特定任期付職員の給料表の改定及び期末手当の引上げを行うもの。

【主な改正内容】

- (1) 第1条 日向市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正
ア 第7条（特定任期付職員の給料表）の改正

号 給	改 定 前	改 定 後
1	<u>376,000</u>	<u>380,000</u>
2	<u>422,000</u>	<u>427,000</u>
3	<u>472,000</u>	<u>477,000</u>
4	<u>533,000</u>	<u>539,000</u>
5	<u>608,000</u>	<u>615,000</u>
6	<u>710,000</u>	<u>718,000</u>
7	<u>830,000</u>	<u>839,000</u>

- イ 第8条（期末手当）の改正

令和5年度	改 定 前		改 定 後	
	期末手当	合 計	期末手当	合 計
6月期	1.650	1.650	1.650	1.650
12月期	<u>1.650</u>	<u>1.650</u>	<u>1.750</u>	<u>1.750</u>
合 計	<u>3.300</u>	<u>3.300</u>	<u>3.400</u>	<u>3.400</u>

※支給月額を0.10月分引上げ、年間3.40月とするもの。

- (2) 第2条 日向市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正
○第8条（期末手当）の改正

令和6年度 以降	改 定 前		改 定 後	
	期末手当	合 計	期末手当	合 計
6月期	<u>1.650</u>	<u>1.650</u>	<u>1.700</u>	<u>1.700</u>
12月期	<u>1.750</u>	<u>1.750</u>	<u>1.700</u>	<u>1.700</u>
合 計	3.400	3.400	3.400	3.400

【施行日等】

○公布の日から施行する。

ただし、第1条の規定（第8条第2項の改正規定を除く）は、令和5年4月1日から適用し、第8条第2項の改正は、令和5年12月1日から適用する。

第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

6 日向市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

所管課：国民健康保険課

【改正の理由】

「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の施行により、出産被保険者の産前産後期間の国民健康保険税所得割額及び均等割額の減額を内容とする改正が行われたことに伴い、所要の改正を行うもの。

【主な改正内容】

○第 17 条（国民健康保険税の減額）

第 3 項 [新設]

納税義務者の世帯に出産被保険者が属する場合の国民健康保険税所得割額及び被保険者均等割額からの減額分について規定するもの。

○第 17 条の 2（出産被保険者に係る届出） [新設]

出産被保険者の届け出に関する記載事項等について規定するもの。

【施行日等】

○令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

○改正後の規定は、令和 5 年度分の国民健康保険税のうち令和 6 年 1 月 1 日以降の期間に係るもの及び令和 6 年度以降の年度分の国民健康保険税について適用する。